

各支部確定申告計算会の日程 確定申告時の医療費控除の明細書作成について

左下の注意事項をご確認の上、ご予約をお願いします。
各支部ごとに、開始時間、開催場所が違います。
間違えないようにしましょう。

参加予約は民商へ661-2229

槻田支部

日程：2月19日(金)
2月26日(金)
3月 5日(金)

時間：1部 19:00～20:00
2部 20:00～21:00

会場：民商事務所

前田支部

日程：2月17日(水)
2月24日(水)
3月 3日(水)

時間：1部 18:30～19:30
2部 19:30～20:30

会場：民商事務所

枝光支部

日程：2月15日(月)
2月22日(月)
3月 1日(月)

時間：1部 19:00～20:00
2部 20:00～21:00

会場：民商事務所

中央支部

日程：2月15日(月)
2月22日(月)
3月 1日(月)

時間：1部 14:00～15:00
2部 15:00～16:00

会場：民商事務所

大蔵支部 日程：2月18日(木)時間：18:00～19:30
3月 4日(木)時間：18:00～19:30

会場：大蔵市民センター

医療費控除の明細書を作成する場合は2パターン

- ①年4回届く「医療費のお知らせ」と11月12月分の「医療費の領収書」で作成
 - ②2020年1月～12月までに支払った「医療費の領収書」で作成
- ※なお、同居家族であれば合算も可能（なお、併用は不可）

領収書の整理方法は

- ①一人ずつの領収書を分ける（父、母、子、親など）
- ②病院、薬局ごとに分ける
- ③合計を出す

今回の計算会は各自1時間と時間が限られています。
事前の準備は当日の作成をスムーズにできますので皆様のご協力
をお願いします。
また、計算会参加前に相談などがあれば民商へご予約ください。

その他にも、10万以上の経費はその年に一括経費にできません。
減価償却となります。
ご不明な方はご相談を、その際に購入日と金額がわかるものを
ご準備ください。

令和2年分確定申告計算会 参加される方への願い

【計算会に参加される会員の皆さんへお願い】

- ①今年の計算会は**予約制**
- ②作成時間は**1時間**
※当日までに集計は済ませて参加してください。
コロナに関係する給付金などは雑収入として売上に計上
（一律10万の定額給付金は対象外）
添付書類等がない場合は当日の作成は難しいです。
- ③各支部の日程に合わせて民商へ**事前予約**をお願いします。
- ④**体調不良の場合**は日程の変更をお願いします。

民商
や
は
た

No. 2017
2021年
2月15日

八幡民主商工会

西本町4-18-39

TEL 661-2229

FAX 661-2230

minshou@mount

ain.ocn.ne.jp

日程のお知らせ

2月	行事・会議日程	支部・婦人部・共済会
12 金		槻田支部計算会 19:00 ※予約制
13 土		
14 日	班・組集金 15日締日	
15 月		中央支部計算会 14:00 ※予約制 枝光支部計算会 19:00 ※予約制
16 火		
17 水		前田支部計算会 18:30 ※予約制
18 木		大蔵支部計算会 18:00 ※予約制
19 金		婦人部会議 13:30 槻田支部計算会 19:00 ※予約制
20 土		
21 日		
22 月	3・13重税反対宣伝行動 17:30 旧レッドキャベツ	中央支部計算会 14:00 ※予約制 枝光支部計算会 19:00 ※予約制
23 火		
24 水		前田支部計算会 18:30 ※予約制
25 木	三役会 19:00	
26 金		槻田支部計算会 19:00 ※予約制
27 土		
28 日	班・組集金月末締日	
3月	行事・会議日程	支部・婦人部・共済会
1 月		中央支部計算会 14:00 ※予約制 枝光支部計算会 19:00 ※予約制
2 火		
3 水		前田支部計算会 18:30 ※予約制
4 木		大蔵支部計算会 18:00 ※予約制
5 金		槻田支部計算会 19:00 ※予約制
6 土		
7 日		
8 月	常任理事会 19:00	申告書預かり期間 3月8日～3月11日
9 火		

必要書類の一つである写真についての説明（その2）

時短営業されてる方は店内にも貼ってあるお知らせ「お酒の提供時間が19時である」の写真も必要です。

酒類の提供時間が分かる書類の写し又は写真
※該当する店舗のみ

酒類の提供時間を11時から19時までとしていたことが分かる書類の写し又は写真を提出してください。

（例）酒類の提供時間が19時までであることを知らせる店内ポスター、メニュー、チラシなど



※期間延長に伴う貼り紙は2月部分を3月に書き直しても構わないそうです。また、新たに作成したい方は民商へご相談ください。

日時：2月24日(水)
18時30分～

場所：八幡民商

☎661-2229

2月の無料法律相談

会員に限らず読者の方、会員ではない方もご利用できます
（時間はお一人30分です）

身近な方でお悩みがあればご紹介下さい。

※予約制となっております。